

(令和3年5月19日提出)

令和3年5月議会臨時会議案

新 潟 市

令和3年5月議会臨時会議案

目 次

議案第42号	令和3年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第43号	新潟市介護保険条例の一部改正について	4
議案第44号	市長専決処分について	5

議案第 4 2 号

令和 3 年度新潟市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度新潟市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 1, 6 3 4, 4 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 5 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		69,135,315	100,000	69,235,315
	2 国庫補助金	17,147,690	100,000	17,247,690
歳 入	合 計	391,534,489	100,000	391,634,489

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		122,143,649	50,000	122,193,649
	2 児童福祉費	45,077,225	50,000	45,127,225
7 商工費		17,298,913	50,000	17,348,913
	1 商業費	15,738,799	50,000	15,788,799
歳 出	合 計	391,534,489	100,000	391,634,489

議案第 4 3 号

新潟市介護保険条例の一部改正について

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 5 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 1 2 年新潟市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 1 条中「感染症をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

附則に次の 1 条を加える。

第 2 2 条 新型コロナウイルス感染症又はその影響により、第 1 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事由に該当する者が保険料（令和 2 年度 3 月分及び令和 3 年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に属するものをいう。）の減免を受けようとする場合の申請の期限は、同条第 2 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 3 1 日とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症による保険料の減免手続の特例についての経過措置）

2 この条例の施行の際現にされている保険料の減免を受けようとする者が第 1 2 条第 2 項の規定により行った申請は、改正後の附則第 2 2 条に規定する保険料の減免に該当するものに限り、同条の適用を受けた申請とみなす。

議案第 4 4 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

令和 3 年 5 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

記

（令和 2 年度分）

専決第 1 1 号 令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 5 号）専決処分書

（令和 3 年度分）

専決第 1 号 新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 2 号 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する
条例について専決処分書

専決第 3 号 令和 3 年度新潟市一般会計補正予算（第 2 号）専決処分書

専決第 1 1 号

令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 5 号）専決処分書

令和 2 年度新潟市の一般会計補正予算（第 1 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 8 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1 0, 7 5 8, 6 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 地方交付税		59,117,097	522,340	59,639,437
	1 地方交付税	59,117,097	522,340	59,639,437
19 国庫支出金		171,477,471	977,660	172,455,131
	2 国庫補助金	114,224,841	977,660	115,202,501
22 寄附金		578,000	4,827	582,827
	1 寄附金	578,000	4,827	582,827
23 繰入金		2,571,726	△ 1,500,000	1,071,726
	1 基金繰入金	2,571,726	△ 1,500,000	1,071,726
歳 入	合 計	510,753,781	4,827	510,758,608

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		123,377,305	4,827	123,382,132
	1 総務管理費	118,686,065	4,827	118,690,892
歳 出 合 計		510,753,781	4,827	510,758,608

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設感染症対策事業	512
4 衛生費	2 清掃費	指定袋作製等事業	15,419
6 農林水産業費	1 農業費	強い農業づくり交付金事業	101,388
9 消防費	1 消防費	防火水槽設置事業	12,200

専決第1号

新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和37年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第76条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

第147条第2項を次のように改める。

2 前項の「価格」及び「所有者」とは、それぞれ法第702条第2項に定める「価格」及び「所有者」をいう。

附則第8条の2第3項中「第15条第30項第1号イ」を「第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「第15条第30項第1号ロ」を「第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「第15条第30項第1号ハ」を「第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「第15条第30項第1号ニ」を「第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「第15条第30項第2号イ」を「第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「第15条第30項第2号ロ」を「第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「第15条第30項第2号ハ」を「第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「第15条第30項第3号イ」を「第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「第15条第30項第3号ロ」を「第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「第15条第30項第3号ハ」を「第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「第15条第34項」を「第15条第30項」に改め、同条第14項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同条第15項を削り、同条第16項を同条

第15項とし、同条第17項を同条第16項とする。

附則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成31年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第13条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第13条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第13条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」加える。

附則第18条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第19条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第19条の4の見出しを「（都市計画税の課税標準の特例）」に改め、同条中「第13項、第18項、第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項、第38項、第42項、第44項若しくは第48項」を「第10項、第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第33項、第34項、第37項、第39項若しくは第43項」に、「第147条第2項」を「法第702条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「

新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決第 2 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「児童福祉施設」の次に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第 13 条の 2 及び第 14 条第 3 項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第 14 条第 2 項において同じ。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（障害児入所施設等における非常災害対策）

第 7 条の 2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月 1 回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条第4項中「以下同じ。）」の次に「若しくは大学院」を加え、「又はこれに」を「、研究科若しくはこれに」に改める。

第37条第3項及び第57条第4項中「大学」の次に「若しくは大学院」を加え、

「又はこれに」を「，研究科若しくはこれに」に改める。

第67条第3項中「4. 3」を「4」に改め，同条第11項中「乳幼児おおむね4人につき1以上，少年おおむね5人」を「児童おおむね4人」に改め，同条第15項中「大学」の次に「若しくは大学院」を加え，「又はこれに」を「，研究科若しくはこれに」に改める。

第81条第1項中「，機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め，「以下同じ。）を」の次に「，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を，それぞれ」を加え，同項ただし書を次のように改める。

ただし，次に掲げる施設及び場合に応じ，それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により，看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ，当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障がい児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障

がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第81条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「，機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し，そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め，同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし，第1項各号に掲げる施設及び場合に応じ，それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

第81条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「，機能訓練担当職員及び看護職員」に改め，同条第7項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医，児童指導員，保育士，栄養士，調理員，児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか，日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員」に改める。

第91条第3項及び第99条第4項中「学校教育法に規定する大学」の次に「若しくは大学院」を，「学科」の次に「，研究科」を加える。

（新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者の設置その他の」を削り，「研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければ」を「研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「，保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，2年以上障害福祉サ

ービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「又は保育士」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第２項中「指定児童発達支援事業所において日常生活」を「指定児童発達支援事業所において、日常生活」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「以下同じ。）を」の次に「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４８条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第７３条において同じ。）のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第４８条の３第１項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第７３条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第２０条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第３条第１項に規定する特定行為をいう。次条及び第７３条において同じ。）のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第２０条第１項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第７３条において同じ。）を行う場合

第6条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第73条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項中「日常生活」を「日常生活」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第6項中「第4項まで」を「第5項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「及び第3項第1号」を「第4項第1号及び次項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第3項中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第28条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業所は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条第3項中「近隣住民」を「地域住民」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の

防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第44条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第56条第1項第1号中「, 保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め, 同条第3項を削る。

第71条後段中「第44条」を「第44条第1項」に, 「第55条第2項第3号」を「同項第3号」に改める。

第73条第1項第1号中「, 保育士又は障害福祉サービス経験者指定放課後等デイサービス」を「又は保育士 指定放課後等デイサービス」に, 「, 保育士又は障害福祉サービス経験者の」を「又は保育士の」に改め, 同条第2項中「日常生活」を「, 日常生活」に, 「, 機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を, 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を, それぞれ」に改め, 同項後段を削り, 同項に次のただし書を加える。

ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合には, 看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により, 看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ, 当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において, 医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し, 当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において, 医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し, 当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第73条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第79条第1項第1号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第81条の3第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「研究科」を加える。

第81条の9前段中「第39条」の次に「第39条の2」を加える。

第89条前段中「第39条」の次に「第39条の2」を加え、同条後段中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第90条第1項中「第6条第1項、第2項及び第4項、第7条」を「第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条(第3項及び第6項を除く。)」に、「第73条第1項、第2項及び第4項」を「第73条第1項から第3項まで及び第5項」に、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項を「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項に、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に、「同条第2項及び第3項」を「同条第2項及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発

達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」を「同項第1号中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」に改め、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」とを削り、「同条第4項中「指定放課後等デイサービス」を「同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」に改め、同条第2項中「第6条第5項及び第73条第5項」を「第6条第6項及び第73条第6項」に改める。

(新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第3号ア（ア）中「4.3」を「4」に改め、同号ア（イ）中「障がい児である乳児又は幼児（同条第3項第3号及び第53条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障がい児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を「障がい児の数を4で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「同項第4号」を「第1項第4号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。

第6条第3項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第53条第1項第2号において

「乳幼児」という。)」に改める。

第22条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第35条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第36条に次の1項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第36条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第38条第3項中「近隣住民」を「地域住民」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第39条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第43条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する

委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第58条後段中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

(新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、

必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条第1項前段中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、同項後段中「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項前段中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、同項後段中「第31条第1項」を「第31条第3項」に、「第36条」を「第36条第1項」に、「第48条第2項」を「同条第2項」に改める。

第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができる

ものとする」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条第3項中「近隣住民」を「地域住民」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事

業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条前段中「第21条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条、第38条第1項」を「第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条前段中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に改め、同条後段中「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第95条の5中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第110条の4中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条前段中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第149条前段中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「、第75条から第77条まで」を「、第76条、第77条」に改め、同条後段中「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から

第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第149条の4中「第29条」の次に「第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第158条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条前段中「第29条」の次に「第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第159条の4中「第29条」の次に「第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「第75条」を削る。

第163条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第164条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条前段中「第29条」の次に「第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第183条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着

支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第185条前段中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第190条前段中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第194条前段中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第194条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第194条の12及び第194条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第196条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第200条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条前段中「第29条」の次に「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め、同条後段中「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第201条の4第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第201条の11前段中「第29条」の次に「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め、同条後段中「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第201条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第201条の21の見出しを「（勤務体制の確保等）」に改め、同条に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条の22前段中「第29条」の次に「，第34条の2」を加え，「第37条」を「第36条の2」に，「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め，同条後段中「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第75条第2項」と」を削り，「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に，「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第202条第1項中「及び第5項」を削り，同条第2項中「第163条第1項第3号及び第6項」を「第163条第1項第3号及び第5項」に改める。

第210条第1項前段中「第29条」の次に「，第34条の2」を加え，「第37条」を「第36条の2」に，「第61条」を「第62条」に改め，「第72条まで」の次に「，第76条」を，「第83条」の次に「，第88条から第90条まで」を加え，「第94条」を「第92条から第94条まで」に改め，同項後段中「第210条第2項から第5項まで」を「第210条第1項」に改め，「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第210条第1項において準用する第75条第2項」と」を削り，「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に，「第94条」を「第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と，第94条第1項」に改め，同条第2項前段中「第62条，第75条，第76条，第79条」を「第79条」に，「から第90条まで，第92条及び第93条」を「及び第87条」に改め，同項後段中「，第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」，「及び第88条第4項」及び「，第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と，第92条第2

項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第3項前段中「第62条，第75条，第76条，第88条から第90条まで，第92条，第93条，第142条」を「第142条」に改め，同項後段中「，第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と，第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と，第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り，同条第4項前段中「第62条，第75条，第76条，第88条から第90条まで，第92条，第93条，第147条」を「第147条」に改め，同項後段中「，第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と，第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と，第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り，同条第5項前段中「第62条，第75条，第76，第86条」を「第86条」に，「，第88条から第90条まで，第92条，第93条，第146条」を「，第146条」に改め，同項後段中「，第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と，第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と，第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第3条第1項及び第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（新潟市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 新潟市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成24

年新潟市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置することその他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第7条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第15条第1項中「平成24年新潟市条例第80号」の次に「。第36条第3項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。」を加える。

第27条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条第3項中「近隣住民」を「地域住民」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「指定障害者支援施設」を「当該指定障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）

を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防

及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第59条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第82号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条第3項中「近隣住民」を「地域住民」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 療養介護従業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、指定就労定着支援（新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期

的に実施すること。

第50条前段、第55条前段及び第60条前段中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項」を「第6項」に改め、「及び第7項」を削る。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条前段中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第71条の2の次に次の1項を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条前段及び第87条前段中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第89条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

(新潟市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければ」を「研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第4条第3項中「近隣住民」を「地域住民」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条第2項第2号中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同項第3号中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第2項中「、地域活動支援センター」を「、当該地域活動支援センター」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第20条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加え

る。

(勤務体制の確保等)

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第20条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（新潟市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 新潟市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第3項中「近隣住民」を「地域住民」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同項第3号中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第2項中「、福祉ホーム」を「、当該福祉ホーム」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第18条第1号において「テ

レビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のた
めの研修及び訓練を定期的実施すること。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加え
る。

(勤務体制の確保等)

第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤
務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。
ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければなら
ない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる
性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を
超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の
必要な措置を講じなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサ
ービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る
ための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必
要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第18条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第85号)の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条第3項中「近隣住民」を「地域住民」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号中エを削り、オをエとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「第5号ア（ウ）、イ（イ）及びオ」を「第5号ア（ウ）、イ（イ）及びエ」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期

の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「、障害者支援施設」を「、当該障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年新潟市条例27号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び附則第5項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(1) 第2条の規定による改正後の新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備

及び運営の基準に関する条例（以下「新指定障害児通所支援基準条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新指定障害児通所支援基準条例第55条の5，第59条，第71条，第78条，第78条の2，第81条，第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）

(2) 第3条の規定による改正後の新潟市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定障害児入所施設基準条例」という。）第4条第4項及び第43条第2項（新指定障害児入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。）

(3) 第4条の規定による改正後の新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項，第44条の4，第49条第1項及び第2項，第78条，第95条，第95条の5，第110条，第110条の4，第123条，第149条，第149条の4，第159条，第159条の4，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20，第201条，第201条の11，第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）

(4) 第5条の規定による改正後の新潟市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第4条第3項及び第59条の2

(5) 第6条の規定による改正後の新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。）

(6) 第7条の規定による改正後の新潟市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第2条第4項

及び第20条

(7) 第8条の規定による改正後の新潟市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第18条

(8) 第9条の規定による改正後の新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第46条（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(1) 第1条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第13条の2

(2) 新指定障害児通所支援基準条例第39条の2（新指定障害児通所支援基準条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）

(3) 新指定児童入所施設基準条例第36条の2（新指定児童入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。）

(4) 新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）

(5) 新指定障害者支援施設基準条例第47条の2

(6) 新障害福祉サービス基準条例第25条の2（新障害福祉サービス基準条例第5

0条, 第55条, 第60条, 第69条, 第84条及び第87条において準用する場合を含む。)

(7) 新地域活動支援センター基準条例第15条の2

(8) 新福祉ホーム基準条例第13条の2

(9) 新障害者支援施設基準条例第37条の2

(感染症の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間, 次に掲げる規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講ずるよう努めなければ」とする。

(1) 新児童福祉施設基準条例第14条第3項

(2) 新指定障害児通所支援基準条例第42条第2項(新指定障害児通所支援基準条例第55条の5, 第59条, 第71条, 第78条, 第78条の2, 第81条, 第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)

(3) 新指定障害児入所施設基準条例第39条第2項(新指定障害児入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。)

(4) 新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第49条第1項及び第2項, 第123条, 第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。), 第73条第2項及び第92条第2項(新指定障害福祉サービス基準条例第93条の5, 第110条, 第110条の4, 第149条, 第149条の4, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第201条, 第201条の11, 第201条の22及び第210条第1項において準用する場合を含む。)

(5) 新指定障害者支援施設基準条例第50条第2項

(6) 新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項(新障害福祉サービス基準条例第55条, 第60条, 第69条, 第84条及び第87条において準

用する場合を含む。)

(7) 新地域活動支援センター基準条例第16条第2項

(8) 新福祉ホーム基準条例第14条第2項

(9) 新障害者支援施設基準条例第39条第2項

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(1) 新指定障害児通所支援基準条例第45条第3項(新指定障害児通所支援基準条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)

(2) 新指定障害児入所施設基準条例第42条第3項(新指定障害児入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。)

(3) 新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)

(4) 新指定障害者支援施設基準条例第53条第3項

(5) 新障害福祉サービス基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)

(6) 新障害者支援施設基準条例第41条第3項

(従業員の数に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（以下「旧指定障害児通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については，新指定障害児通所支援基準条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず，令和5年3月31日までの間は，なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定障害児通所支援基準条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については，令和5年3月31日までの間，同条第3項中「又は保育士」とあるのは，「，保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と，同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは，「，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については，新指定障害児通所支援基準条例第7条第6項の規定にかかわらず，令和4年3月31日までの間は，なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧指定障害児通所支援基準条例第56条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については，新指定障害児通所支援基準第56条第1項の規定にかかわらず，令和5年3月31日までの間は，なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については，旧指定障害児通所支援基準条例第56条第3項の規定は，令和5年3月31日までの間，なおその効力を有する。

- 1 1 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定障害児通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定障害児通所支援基準条例第73条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 1 2 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定障害児通所支援基準条例第73条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 1 3 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定障害児通所支援基準条例第73条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 1 4 この条例の施行の際現に旧指定障害児通所支援基準条例第79条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定障害児通所支援基準条例第79条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 1 5 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定障害児通所支援基準第79条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 1 6 この条例の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項及び附則第18項において「旧児童福祉施設基準条例」という。）第66条第1項第2号に規定する主として知的障がいのある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準条例第67条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 1 7 この条例の施行の際現に存する旧児童福祉施設基準条例第67条第9項に規定する

主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準条例第67条第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

18 この条例の施行の際現に存する旧児童福祉施設基準条例第81条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新児童福祉施設基準条例第81条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

19 この条例の施行の際現に指定を受けている第3条の規定による改正前の新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧指定障害児入所施設基準条例」という。）第5条第1項第3号ア（ア）に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定障害児入所施設基準条例第5条第1項第3号ア（ア）の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

20 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定障害児入所施設基準条例第5条第1項第3号ア（イ）に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定障害児入所施設基準条例第5条第1項第3号ア（イ）の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

専決第 3 号

令和 3 年度新潟市一般会計補正予算（第 2 号）専決処分書

令和 3 年度新潟市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 6 3 4, 4 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 1, 5 3 4, 4 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 4 月 2 8 日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		68,365,571	769,744	69,135,315
	1 国庫負担金	51,675,073	36,744	51,711,817
	2 国庫補助金	16,414,690	733,000	17,147,690
20 県支出金		20,144,522	3,828,000	23,972,522
	2 県補助金	4,481,913	3,828,000	8,309,913
23 繰入金		89,864	36,745	126,609
	1 基金繰入金	89,864	36,745	126,609
歳入	合計	386,900,000	4,634,489	391,534,489

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		121,410,649	733,000	122,143,649
	1 社会福祉費	10,669,735	416,600	11,086,335
	2 児童福祉費	44,760,825	316,400	45,077,225
4 衛生費		26,501,582	73,489	26,575,071
	1 保健衛生費	15,755,685	73,489	15,829,174
7 商工費		13,470,913	3,828,000	17,298,913
	1 商業費	11,910,799	3,828,000	15,738,799
歳 出	合 計	386,900,000	4,634,489	391,534,489